

戸田市国民健康保険運営協議会議事録

| | | | | | | |
|----------------------------|------------------------|--------------|--------|--------|-------|-------|
| 招集期日 | 平成 31 年 2 月 19 日 (火) | | | | | |
| 場 所 | 市 役 所 7 階 第 5 委員会室 | | | | | |
| 開 会 | 2月19日 | 午後 2 時 0 0 分 | 議長代理 | 吉野福祉部長 | | |
| 閉 会 | 2月19日 | 午後 4 時 1 0 分 | 会 長 | 齊藤 恭平 | | |
| 会 長 | 齊藤 恭平 | | 副 会 長 | 榎本 潤一 | | |
| 委 員 出 席 状 況 | 悴田 康二 | (出) 欠 | 福田 恵理子 | (出) 欠 | 川原 哲 | (出) 欠 |
| | 榎本 富佐江 | (出) 欠 | 早船 直彦 | 出 (欠) | 梅田 浩 | (出) 欠 |
| | 佐藤 寿宏 | (出) 欠 | 染川 智行 | (出) 欠 | 駒崎 繁夫 | (出) 欠 |
| | 星 宏和 | 出 (欠) | 齊藤 恭平 | (出) 欠 | 榎本 潤一 | 出 (欠) |
| | 岸 和弘 | (出) 欠 | 原島 晴雄 | (出) 欠 | 小林 裕一 | 出 (欠) |
| 説明員 | 吉野福祉部長 久川福祉部次長 | | | | | |
| | 田村保険年金課長 中安収納推進課長 | | | | | |
| | 尾里保険年金課主幹 小島保険年金課副主幹 | | | | | |
| 書 記 | 藤原保険年金課主任 石井保険年金課主任 | | | | | |

| 議 事 件 名 会 議 の 経 過 及 び 結 果 | |
|--|---|
| <p>審議案件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長及び副会長の選出について (2) 平成30年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(案)について (3) 平成31年度戸田市国民健康保険事業運営方針及び事業計画(案)について (4) 平成31年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算(案)について (5) 赤字削減・解消計画について <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 戸田市立市民医療センター運営委員会委員の選出について (2) 国民健康保険税に関する情報について | |
| 事 務 局 | 司会及び開会のあいさつ |
| 福 祉 部 長 | 任期最初の協議会のため、福祉部長より委嘱状の交付がある旨を説明 委嘱状の交付 (吉野福祉部長あいさつ) |
| 事 務 局 | 資料確認、委員紹介 |
| 各 委 員 | 自己紹介 |
| 事 務 局 | 事務局紹介 出欠状況報告(15名中11名出席) ○戸田市国民健康保険に関する規則第4条第4項の規定に基づき会議に必要な定足数に足りているため会議が有効である旨を報告 戸田市国民健康保険の現状と課題について、資料を基に事務局より説明 会長及び副会長の選出まで、福祉部長が議事進行を務める旨を説明 |
| 福 祉 部 長 | 案件(1)会長及び副会長の選出についてお諮りします。会長につきましても、会長不在時における職務代行者となる副会長につきましても、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づき、公益代表委員の中から選出することとされております。公益代表委員に欠席もあり、事前に公益委員の皆様方に調整を行わせていただきましたところ、会長については、齊藤委員、副会長については、社会福祉協議会から来ていただいている榎本委員を推薦することでお話をいただいております。まず会長として、齊藤委員のご推薦をいただいておりますが、皆様いかがでしょうか。 |
| 委 員 | (異議なし) |

| | |
|------|--|
| 福祉部長 | では異議なしということで、齊藤委員、皆様からのご推挙でございますので、お引き受けいただけますでしょうか。 |
| 齊藤委員 | お引き受けいたします。 |
| 福祉部長 | 続いて、副会長については、榎本委員のご推薦をいただいておりますが、皆様いかがでしょうか。 |
| 委員 | (異議なし) |
| 福祉部長 | ではご異議なしということで、榎本委員については本日欠席されておりますが、皆様からのご推挙ということで、副会長に決定いたします。それでは、会長及び副会長が決定しましたので、齊藤委員につきましては、会長席へご移動いただくとともに、私の進行役の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。 |
| 事務局 | それでは、会長が決定しましたので、会長より就任のご挨拶を一言いただきたいと思えます。 |
| 会長 | (会長挨拶) |
| 事務局 | ありがとうございます。では、議長につきまして、戸田市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、会長が議長となりますことから齊藤会長に議長をお願いいたします。 それでは、齊藤会長より議事の進行の程、よろしくをお願いいたします。 |
| 会長 | それでは、規則の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。 まず、議事録署名委員について、ご指名をさせていただきます。川原委員、染川委員をお願いいたします。 それでは、案件(2)平成30年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(案)について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 【案件(2)資料に基づき説明を行う。】 |
| 会長 | ありがとうございました。事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。 |
| 委員 | 特別交付金の内訳に保険者努力支援制度によるものが含まれているのでしょうか。 |
| 事務局 | 特別交付金の全体額が1億3千6百万円ほどで、その内、努力支援制度による額は、1,690万円ほどでございます。他にも別枠で努力支援制度の交付金がございます。 |
| 会長 | 県全体で、1億3千6百万円ということですか。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>市が特別交付金という枠で県から交付されている額が、1億3千6百万円ほどありまして、その内訳として、努力支援制度による額が、1,690万円ということでございます。</p> |
| 委員 | <p>これは、県内でも平均的な数字、割合なのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>県内の中での順位付けになりますと、若干下のほうになっております。その理由としては、保険者の規模が加味される仕組みになっておりまして、規模の小さい自治体を支援、評価しようというのがあります。その結果、規模の小さい自治体が高い順位になっております。</p> <p>戸田市の運用的にはしっかりと実施しているほうの自治体だと思うのですが、結果として、点数とかそういった部分になると若干平均より下のほうになっています。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。他にご意見等ございますか。</p> <p>特にご意見等なければ原案のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 会長 | <p>無いようですので、本案につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。</p> <p>続いて、(3)平成31年度戸田市国民健康保険事業運営方針及び事業計画(案)について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>【案件(3)資料に基づき説明を行う。】</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。</p> |
| 委員 | <p>特定健診については、協会健保でも、受診率が低いのですが、何か要因を掴んでいますか。</p> |
| 事務局 | <p>受診率は高齢者が高く、現役世代の40代、50代は低くなっています。電話勧奨を行っており、日中は忙しいといった声をいただくことが多いです。また、地域によって、病院が遠方にあると、受診を面倒に思われることもあるのかなと思われま。なお、日曜日に受診できる病院が2か所あり、平成30年度には5日間、日曜健診を行い、受診率向上に努めています。</p> |
| 会長 | <p>どの市町村も特定健診については頭の痛いところだと思います。40代、50代の人で、自分はメタボ系だなと自覚のある人は、健診で指摘があると思、なおさら足が向かないといった事があるのだと思います。</p> <p>特定健診の地区毎の受診率が資料にあります。地区毎や個別のアプローチについて、何かお考えがあるのでしょうか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>特定健診の周知の方法といたしましては、6月に目立つ大きな封筒で対象者に送付しております。続いて、電話勧奨を行っております。その後、ハガキにて案内を送付していますが、その際に40代の方に絞ったり、地区を絞ったりしてピンポイントに送付しております。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。他にご意見等ございますか。</p> |
| 委員 | <p>現在、長寿介護課で推進している、TODA元気体操という、介護予防体操ともいうものがあります。これは、重りを手足に付けて誰でも簡単に行える体操です。この体操は、健康寿命を延ばそうということで科学的に開発された体操です。私も指導者になっていまして、毎週木曜日に行っているのですが、高齢の方、上は95歳位の方もいらっしゃいます。町会の事業として行っていますが、年々参加者も増え、実施している会場も増えていますが、まだまだ浸透していない状況です。ただ、指導をしていまして、かなり効果があると実感しています。やはり健康寿命を延ばすというのが一番だと思いますし、せっかく戸田市で推進している体操ですので、事業計画の中にそれと連携するような仕組みがあると良いのかなといつも思っています。</p> |
| 会長 | <p>戸田市は健康増進計画を策定していると思いますから、その中に入っているのではないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>今回、事業計画に具体的に明記しておりませんが、データヘルス計画の中で、地域包括ケアシステムに参画していくこと及び介護とも連携していくことを明記してあります。実際、色々な会議に参加しており、TODA元気体操の話も伺っておりますので、介護との連携は徐々に進めていければと思います。</p> |
| 委員 | <p>上戸田にあいパルという施設ができましたが、そこは、保険年金課も関与しているのですか。</p> |
| 事務局 | <p>あいパルは戸田市の施設です。そこを指定管理という手法で、民間の事業者運営を委任しており、多世代年齢関係なく集まっていただくコンセプトの中、様々な講座やお祭りを行っています。</p> |
| 委員 | <p>私は、あいパルにほぼ毎日行っていますが、あの種の施設が色んなところに行くと効果があると思われま。朝9時頃から体操等もやっていますし、そこには高齢者中心に20、30人が集まってやっています。あいパルのような施設に積極的に、TODA元気体操のようなものを行ってもらえば対策になると思います。それから、資料に年齢別の特定健診の受診率が記載されていましたが、確かに高齢者から比べれば若年層は低いことが見られます。もし、対策に結び付けるのだとしたら、受診率が低いところにポイントを置くのではなく、医療費がよりかかる高齢者の受診率を上げるような対策のほうが、むしろ対策としては効率的だと思います。細かいデータを分析していないので分からないのですが、そんなことも考えられたらよろしいのではないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>特定健診の受診率のポイントを何処に置くのかということについて、資料4ページの図表1で平成25年度から26年度にかけて受診率が増加していますが、これは、26年度に電話勧奨を始めまして、反響があり受診率が上</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>がったものです。ここ最近は横ばいになっておりますが、意識が高い高齢者である方は、ある程度掘り起こし済みであると考えられることから、まだ、未着手だった若い世代に対し重点的に対策をしていくということを考えています。</p> <p>ありがとうございます。他にご意見等ございますか。</p> <p>特にご意見等なければ原案のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>(異議なし)</p> |
| <p>会 長</p> | <p>無いようですので、本案につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。</p> <p>続いて、(4)平成31年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算(案)について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>【案件(4)資料に基づき説明を行う。】</p> |
| <p>会 長</p> | <p>ありがとうございました。事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>予算の中で、一般会計の借入金が少なくなっているというところですが、この後の赤字削減・解消計画というところとはまた違うのですか。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>そちらは、次の案件の赤字削減・解消計画と関連があります。赤字の部分となる、その他一般会計の借入金が増少してきているというのは、戸田市として良い傾向にありますが、今後、段階的に更に減らしていく必要がありますので、次の赤字削減・解消計画の説明時に詳細に説明させていただきます。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>冒頭でも話があったのですが、税の収納について、資料に埼玉県平均よりも収納率が低いと記載されていたと思います。低所得の方が多くて厳しいとは思いますが、やはり、税収入がないと、どっかから借入しなくてはならないと思いますので、収納対策はどのような形で進めておりますでしょうか。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>収納推進課でございます。課税された税金は、納付いただかなくてはならないのですが、中々自主納付されない方に対しては、差し押さえ等の強制徴収を行っております。法令では、納期限を過ぎて20日を目途に督促状を通知し、完納しなければ差し押さえをしなければならないと定まっています。しかし、実際にはそれほど迅速には差し押さえはできないものです。</p> <p>また、国保税だけを徴収しているのではなく、市税も合わせて徴収していますので、差し押さえしたものを国保税だけに充てることはできず、納期の古いものから順に充てることとなります。</p> <p>それから、今年度も給与をはじめとして600件以上の差し押さえを行っておりますが、その何倍の数の調査をしております。そこで、調査をしても</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>差し押さえるだけの収入がないという場合がございます。具体的には、例えば給与の差し押さえをする場合については、20万円の収入がある方から、その全額を差し押さえてしまいますと、その方は生活できませんので、本人分として10万円、扶養している家族がいれば1人当たり4万5千円の人数分などの差し押さえ禁止額がありますので、それなりの収入がある方でも、差し押さえ金額がでないということも、多々ございます。</p> <p>そういった方については、個別に折衝して可能な金額を分納していただく等の対応を行っています。課としても納付していただかなければならない部分はしっかりと徴収していくとの認識でございますので、その中で努力しているところです。</p> <p>補足ですが、強制的に差し押さえ等で徴収する一方で、財産調査等を行い、滞納金額に対して、完納することが不可能であることが明らかな滞納者に対しては執行停止といった、差し押さえ等をしない対応をしており、今年度については、取り組みを進めているところでございます。</p> <p>滞納している税金が執行停止になりますと、通常、時効になるまで5年の期間を要するところ、期間が縮まりまして、3年で時効になり、不能欠損となります。そういった形で、滞納の分母が減ってくると、本来財産があるにもかかわらず、なかなか納付されない方たちに対し徴収事務を注力できることとなります。</p> <p>そういった形で納付していただかなければならないところからしっかりと徴収し、明らかに納付できないことが明白な案件については、執行停止にするといった形をとっております。</p> <p>資料20ページの不能欠損については、執行停止により3年で不能欠損になっている方が大多数ということよろしいですか。</p> <p>不能欠損については、5年で時効を迎えるもの、それから、執行停止により3年で不能欠損になるもの等が入っております。</p> <p>ありがとうございます。他にご意見等ございますか。</p> <p>特にご意見等なければ原案のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>無いようですので、本案につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。</p> <p>続いて、(5)赤字削減・解消計画について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>【案件(5)資料に基づき説明を行う。】</p> <p>ありがとうございました。事務局からの説明内容につきまして、ご意見等</p> |
|--|---|

| | |
|------------|--|
| | <p>ございますか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>計画の中で、法定外繰入金を全て解消するといった事ではないのですね。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>はい。そのとおりです。</p> |
| <p>会長</p> | <p>他にご意見等ございませんか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>協会健保においても、健康づくりの推進をしていますが、行政、各保険者等の色んなところで連携しながら、健康づくりを進めていきたいと思っております。</p> |
| <p>会長</p> | <p>他にご意見等ございますか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>特にご意見等なければ原案のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。</p> |
| <p>会長</p> | <p>(異議なし)</p> |
| <p>委員</p> | <p>無いようですので、本案につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>続いて、その他の案件について事務局より何かございますでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、事務局より2件ございます。</p> |
| <p>会長</p> | <p>1件目【戸田市立市民医療センター運営委員会委員の選出について、事務局から根本委員を推薦させていただきたい旨説明】</p> |
| <p>会長</p> | <p>事務局からの推薦について、事前に根本委員には承諾をいただいておりますが、根本委員の推薦についてご異議ございませんでしょうか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>(異議なし)</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、戸田市立市民医療センター運営委員会委員について、根本委員を推薦することで承認とさせていただきます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>では、2件目について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>【国民健康保険税の情報について説明】</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございました。事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>特にご意見等なければ以上をもちまして本日の審議案件は全て終了となります。議事進行を事務局にお返しします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>閉会のあいさつ</p> |

議事録署名人

平成 年 月 日

⑩

議事録署名人

平成 年 月 日

⑩
